



発行 土浦平和の会
 事務局 土浦市神立町2 6 6 4 2
 TEL 3 1-9122

土浦平和の会総会に参加しぼう

とき 4月18日(土)

13:30~15:30

ところ 1中地区公民館(視聴覚室)

総会は会員だれでも発言できます。

誘い合わせてご参加ください。



霞ヶ浦武器捕撈起驂

全国の差痂基地の武器整備・補縮の台ンター

—水軍の後方支援のためにも重蓉な役割を担うか?—

橋本首相は内閣安全保障委、外務省、防衛庁の幹部から新「ガイドライン」の発動に向けた有事立法に関する報告を受け、対米支援のための法律、条約案を原則了承しました。自民・社民・さきがけは8日から有事立法にかんする協議を始めたといひます。政府・自民党は早期にケ党合意を取り付け、今月中に国会提出をめざしています。有事立法がいよいよ正体を現すわけですが、政府は「周辺事態」で対米支援を発動する際に、国会の承認を求めず、

「報告」するだけで参戦できるようにしようとしています。政府は対米支援や有物品役務提供を「武力行使」ではないとしてごまかそうとしています。しかし、「ある意味では輸送とか通信というのは前線で戦う歩兵より重要なくらい」(元防衛事務次官)、「輸送などで大半を民間に期待している」(秋山防衛局長)とされるように、民間の業者や労働者を動員することを狙っています。基地の町上浦ではどんな状況が生まれるのでしょうか?

重大な皂a励眞を国会にもかけない乱暴なやり口

憲法は「国権の発動たる戦争と、武力の行使」を永久に抛棄する。(9条)と明文化されている以上、米軍との共同の戦闘作戦を規定する法律が策定される余地はありません。戦争放棄の規定がない国でも、参戦行為の決定は国民代表機関である議会の権限とされているのが普通です。自衛隊が「戦闘地域から一線を画した地域」で活動すること自体が不可能ですが、新ガイドラインに盛り込まれた後方支援は戦闘行為そのものです。違法な行為に国民

行事ごよみ

- 4月11日 県平和委常任理事会(水戸)
- 4月14日 上浦平和の会理事会(1中地区公)
- 4月18日 土浦平和の会総会(1中地区公)
- 5月3日 憲法記念土浦集会(ワークヒル)
- 5月9日 県平和委理事会(石岡)
- 5月24日 県平和委大会
- 6月6・7日 日本平和委大会()

弓月9日愆痂回窟回診

に参加しよう

とき 5月3日(日)

午後 1:30~4:30

ところ 土浦市木田余ワークヒル

土浦革新懇 新婦人土浦支部 土浦平和の会

ポッポの会 土浦民主商工会 高教組土浦支部共催